

公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）【平成十八年一月一日施行分】

改 正 案

現 行

（特定の学位による短答式試験科目の免除）

第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第九条第二項第二号に規定する政令で定める科目は、財務会計論、管理会計論及び監査論とする。

（第一次試験を免除される者）

第一条 公認会計士法（以下「法」という。）第七条第一項第四号に規定する同項第二号又は第三号に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学学部に学生として在学した者
- 二 文部大臣が旧高等試験令第七条及び第八条に関する省令（大正七年文部省令第三号）の規定により、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科又は旧大学令による大  
学予科と同等以上と指定した学校を卒業した者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）に二年以上在学し、四十四単位以上を修得した者
- 四 旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- 五 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が前各号に定める者と同等以上の一般的学力を有すると認めたる者

(実務経験による短答式試験科目の免除)

第一条の二 法第九条第二項第三号に規定する政令で定める者は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百六十三条第一項に規定する上場会社等、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第一項に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものに従事した期間が通算して七年以上である者とし、法第九条第二項第三号に規定する政令で定める科目は、財務会計論とする。

(論文式試験科目の免除)

第一条の三 法第十条第一項第七号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第七号に規定する科目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる科目とする。

- 一 企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に従事した者で会计学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)が認定した者 会计学
- 二 監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると審査会が認定した者 監査論

(財務に関する監査、分析その他の実務)

(新設)

(新設)

(第三次試験受験の要件たる期間に係る実務)

第二条 法第十五条第一項第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、左の各号に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、資本金額（資本の額、出資の総額又は基金の総額をいう。）五億円以上のものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。

二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条第一項に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。

三 前号に掲げるものを除くほか、国及び地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用す

第二条 法第十一条第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、左の各号に掲げるものとする。

一 国（琉球政府を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体（沖縄の地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律（沖縄の特別の法令を含む。次号において同じ。）により設立された法人以外の法人であるときは、資本金額（資本の額、出資の総額又は基金の総額をいい、株式会社合資会社にあつては、株金総額及び出資総額の合計金額とする。）五百万円以上のものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は直接国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。

二 銀行、信託会社、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。

三 前号に掲げるものを除く外、地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第四項において準用す

る場合を含む。)に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(大会社等から除かれる者)

第七条の二 法第二十四条の二第一号(法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、資本の額が百億円未満であり、かつ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が千億円未満の株式会社とする。

第七条の三 法第二十四条の二第二号(法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、証券取引法第二十四条第一項に規定する特定有価証券(同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この条において特定有価証券という。)の発行者で、特定有価証券以外にその募集又は売出しにつき同法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券を発行していない者であり、かつ、特定有価証券以外に同法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券を発行していない者とする。

る場合を含む。)に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(大会社等から除かれる者)

第七条の二 法第二十四条の二第一号(法第十六条の二第四項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、資本の額が百億円未満であり、かつ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が千億円未満の株式会社とする。

第七条の三 法第二十四条の二第二号(法第十六条の二第四項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項に規定する特定有価証券(同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この条において特定有価証券という。)の発行者で、特定有価証券以外にその募集又は売出しにつき同法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券を発行していない者であり、かつ、特定有価証券以外に同法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券を発行していない者とする。

(大会社等の範囲)

第七条の四 法第二十四条の二第六号(法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇九 (略)

(監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第七条の五 法第二十四条の三(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査関連業務の禁止期間)

第七条の六 法第二十四条の三(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(実務補習団体等に関する権限の財務局長等への委任)

第十一条 法第四十九条の四第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条において「長官権限」という。)のうち法第十六条第六項の規定による報告の受理の権限は、法第十六条第一項に規定

(大会社等の範囲)

第七条の四 法第二十四条の二第六号(法第十六条の二第四項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇九 (略)

(監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第七条の五 法第二十四条の三(法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査関連業務の禁止期間)

第七条の六 法第二十四条の三(法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(新設)

する実務補習団体等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長）  
当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福  
岡財務支局長）に委任する。

（監査法人に関する権限の財務局長等への委任）

第十二条 長官権限のうち次に掲げるものは、監査法人の主たる事務  
所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄  
区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一（二）（略）

（公認会計士試験の実施に関する事務の財務局長等への委任）

第十二条 審査会は、次に掲げるものを除き、公認会計士試験の実施  
に関する事務を、公認会計士試験が行われる場所を管轄する財務局  
長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、  
福岡財務支局長）に委任することができる。

一（略）

二 法第十条第二項の認定

三 法第十三条の二の規定による合格の決定の取消し及び受験の禁  
止

四（略）

（削る）

（監査法人に関する権限の財務局長等への委任）

第十一条 法第四十九条の四第一項の規定により金融庁長官に委任さ  
れた権限のうち次に掲げるものは、監査法人の主たる事務所の所在  
地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に  
ある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一（二）（略）

（公認会計士試験の実施に関する事務の財務局長等への委任）

第十二条 審査会は、次に掲げるものを除き、公認会計士試験の実施  
に関する事務を、公認会計士試験が行われる場所を管轄する財務局  
長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、  
福岡財務支局長）に委任することができる。

一（略）

二 法第十条第二項の認定及び同条第三項の判定

三 法第十五条の二の規定による合格の決定の取消し及び受験の禁  
止

四（略）

五 第一条第五号の審議

附 則

( 施行期日 )

第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。